

(公財)兵庫県まちづくり技術センター

“景観アドバイザー”登録者募集のご案内

- “景観アドバイザー”として当センターに登録し、伝統的建築物や景観保全に関する専門知識と技術により、県民による良好な景観形成の推進に協力いただける専門家（建築士等）を募集いたします。
- 景観アドバイザーの専門家としての情報は、県民へのまちづくり情報提供の一環としてインターネット等により、公開しています。
- 景観アドバイザーとして登録された専門家は、景観形成支援事業による景観アドバイザーとして派遣させていただくことがあります。

【景観形成地区と景観形成支援事業】

当センターでは、県の景観条例等^{*1}による景観形成地区等において、良好な景観形成の推進を図るため、景観形成支援事業^{*2}を実施しています。

この事業は、景観条例により指定された「景観形成地区」、「景観形成重要建造物」等で行われる建築物等の修景行為について、工事費の助成や専門家の派遣等により支援し、また、「景観形成地区」等で住民団体等が良好な景観形成推進のために活動を行う場合にも専門家派遣や活動経費の助成により支援するものです。

【景観アドバイザー派遣】

景観アドバイザー派遣は、「景観形成地区」、「景観形成重要建造物」等において建築行為（新築・建替・修繕・模様替え等の工事）を行おうとする者（個人または民間企業等：依頼者）の相談に対して、景観形成地区にふさわしい修景が行えるよう景観形成に関する知識と実務実績を持った建築士等の専門家を派遣し、アドバイスをを行うものです。

また、地区の住民等で構成する団体やグループが行う景観形成に関する勉強会の講師や景観形成推進のための活動へのアドバイスのための派遣等も行います。

【まちづくり専門家バンク[景観アドバイザー部門]】

依頼者の相談に対して適切なアドバイスを行っていくために、景観形成（景観保全・伝統的街なみ等）に関する一般的な知識や技術と地域毎の景観上の特徴（景観形成基準等）を熟知している建築士等の専門家を依頼者からの相談に迅速に対応できるようにするために、まちづくり専門家バンク[景観アドバイザー部門]を設けて“景観アドバイザー”に登録しています。

【専門家情報の提供】

まちづくり専門家バンクは、専門家派遣だけでなく、景観アドバイザー登録者の一覧をインターネット等で公開し、景観形成を支援できる専門家のデータベースとして情報提供も行います。

登録の要件、登録の申請方法はウラ面をご覧ください。

(公財)兵庫県まちづくり技術センター 都市整備部まちづくり計画課

電話 078-367-1263 ファクシミリ 078-367-1229

〒650-0023 神戸市中央区栄町通6丁目1-21 神明ビル5階

URL <http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/>

E-mail machicen@hyogo-ctc.or.jp

●登録方法等

1. 登録の要件：以下のすべてに該当する方。

- ①景観形成地区等において建築行為を行おうとするもの（以下「依頼者」という。）に対し景観形成基準等の趣旨に沿って地区の景観形成に資するものとなる修景の方法を適切に助言・指導できる者
 - ②建築士の資格を有する者、または建築士と同等の建築の設計及び施工等に関する技術と知識を有する者
 - ③伝統的建築物および景観保全に関する十分な知識を有する者
 - ④伝統的建築物および景観保全に関する建築設計を行う能力または実務の実績を有する者
- ※兵庫県ヘリテージマネージャー登録者については、③④の要件があると認められます。

2. 景観アドバイザー派遣用務について

景観アドバイザーの用務は、良好な景観形成推進のための公益的用務です。用務に際して、依頼者に対して自らの事務所や関係業者等を設計業務等の発注先として指定したり、指定するよう誘導したりすることはできません。

3. 登録申請の方法：

景観形成支援事業関連の規程集等^{※3}を入手のうえ、「まちづくり専門家バンク[景観アドバイザー部門]設置・登録要領」に基づいて、所定の申請書に必要な書類^{※4}を添付して申請してください。

4. 登録申請受付期間：

平成23年7月4日（月）～7月29日（金）

5. 登録の決定：

当センターにおいて、提出いただいた申請書（様式第1号）及び添付書類（必要に応じてヒアリングを行う場合もあります。）により登録要件の有無を審査し登録の可否を決定します。（結果の通知は登録できない場合のみ行います。登録日・登録期限はホームページで確認できるようにします。8月末の予定）

6. 問合せ・申請用紙請求・申請先：

（公財）兵庫県まちづくり技術センター都市整備部まちづくり計画課 担当：豊嶋

（住所・電話番号等はチラシのおもて下記を参照ください。）

申請書・規程集等は、まちづくり支援業務（旧ひょうごまちづくりセンター）のホームページからもダウンロード・閲覧ができます。

※1 「景観の形成等に関する条例」（兵庫県）及び県下の市町が定める同様の条例。これらの条例により景観形成地区等（条例により名称が異なる場合がある。）が指定される。

※2 「景観形成支援事業」：（公財）兵庫県まちづくり技術センターが実施する景観形成地区等内での修景費用の助成、景観形成に関する専門家派遣を行う事業。センターが設置した景観基金の運用益を原資とする。助成や専門家派遣の申請は、市町に担当窓口を置いている。（平成21年度より事業内容を一部改正しています。）

※3 「景観形成支援事業実施要綱」「同要綱運用基準」「同実施要領」「まちづくり専門家バンク[景観アドバイザー部門]設置・登録要領」「景観形成支援事業景観アドバイザー等派遣用務規定」「景観づくり読本」等。まちづくり支援（旧ひょうごまちづくりセンター）ホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。

URL <http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/>（トップページ→「良好な景観形成の推進」のページをご覧ください。）

※4 添付の必要な書類：

- (1) 景観アドバイザー登録票（様式第2号）
- (2) 建築士免許証の写し
- (3) 「伝統的建築物及び景観保全に関する調査等及び伝統的建築物及び景観保全に関する建築設計等の実績の主な成果品（報告書・図面等の写し、写真等）」（返却可）
- (4) 建築（景観に関する以外のものを含む）に関する業務経歴表（様式は任意）
- (5) 兵庫県ヘリテージマネージャー登録者は登録票の資格等の欄に「ヘリマネ登録」と記してください。登録票の写し等を添付する必要はありません。